

資料1-2

平成20年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に附加された
寄附金の配分団体等の認可について

平成20年4月22日

総務省

1 申請状況及び配分案

(1) 事業ごとの団体数及び配分額

一般寄附金	平成20年						(参考) 平成19年					
	申請			配分案			申請			配分決定		
	団体数	申請額	構成比	団体数	配分額	構成比	団体数	申請額	構成比	団体数	配分額	構成比
1号事業 (社会福祉)	794	195,140	85.0%	236	38,559	79.9%	673	167,431	84.0%	286	54,670	81.1%
再掲 (1)車両	306	71,751	31.3%	88	13,187	27.3%	301	70,088	35.2%	117	19,451	28.9%
(2)機器	261	68,035	29.6%	63	11,514	23.9%	220	56,314	28.2%	95	18,030	26.8%
(3)施設	112	35,230	15.3%	27	5,632	11.7%	96	29,255	14.7%	44	11,351	16.8%
(4)活動・一般	53	2,468	1.1%	33	1,572	3.3%	34	10,749	5.4%	15	5,163	7.7%
(5)活動・チャレンジ	62	17,656	7.7%	25	6,654	13.8%	22	1,026	0.5%	15	674	1.0%
2号事業 (非常災害救助)	7	1,581	0.7%	5	806	1.7%	7	1,832	0.9%	3	731	1.1%
3号事業 (特殊疾病)	14	4,199	1.8%	3	442	0.9%	11	4,581	2.3%	2	1,000	1.5%
4号事業 (被爆者の援助)	1	500	0.2%	1	500	1.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
5号事業 (交通事故等防止)	6	1,214	0.5%	1	50	0.1%	4	1,117	0.6%	1	50	0.1%
6号事業 (文化財保護)	8	1,395	0.6%	4	886	1.8%	6	2,314	1.2%	4	1,315	2.0%
7号事業 (青少年健全育成)	97	19,103	8.3%	34	4,901	10.2%	63	14,890	7.5%	35	6,980	10.4%
8号事業 (スポーツ振興)	15	2,536	1.1%	4	419	0.9%	16	3,716	1.9%	6	856	1.3%
9号事業 (留学生援護)	2	975	0.4%	1	350	0.7%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
10号事業 (地球環境保全)	13	2,936	1.3%	6	1,352	2.8%	16	3,471	1.7%	10	1,771	2.6%
合計	(120.2%)	(115.2%)		(85.0%)	(71.6%)		796	199,353	100.0%	347	67,373	100.0%

カーボンオフセット 寄附金	平成20年				(参考) 平成19年			
	申請		配分案		申請		配分決定	
	団体数	申請額	団体数	配分額	団体数	申請額	団体数	配分額
10号事業 (地球環境保全)	3	97,000	3	7,464	—	—	—	—
合計	3	97,000	3	7,464				

注: 1()内は対前年比

2 構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とならないものがある。

(2) 配分原資等の状況

○一般寄附金

【収入】

1 受入寄附金額	4億5,742万円
2 利子・繰越金・返還金	4,379万円
3 小計(1+2)	5億121万円

【支出】

4 費用	1,518万円
・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに 特に要した費用(寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知のためのポスター等の調製費等)	832万円
・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用	686万円
(寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費等)	

【配分原資】

配分原資(3-4)	4億8,603万円
-----------	-----------

配分予定額	4億8,265万円
-------	-----------

【繰越金】

338万円

○カーボンオフセット寄附金

【収入】

1 受入寄附金額	7,520万円
----------	---------

【支出】

2 費用	55万円
・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに 特に要した費用(寄附金の公募のために要した人件費)	4万円
・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 (寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費等)	51万円

【配分原資】

配分原資(1-2)	7,465万円
-----------	---------

配分予定額	7,464万円
-------	---------

【繰越金】

1万円

(参考1) 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行・販売状況(万枚)

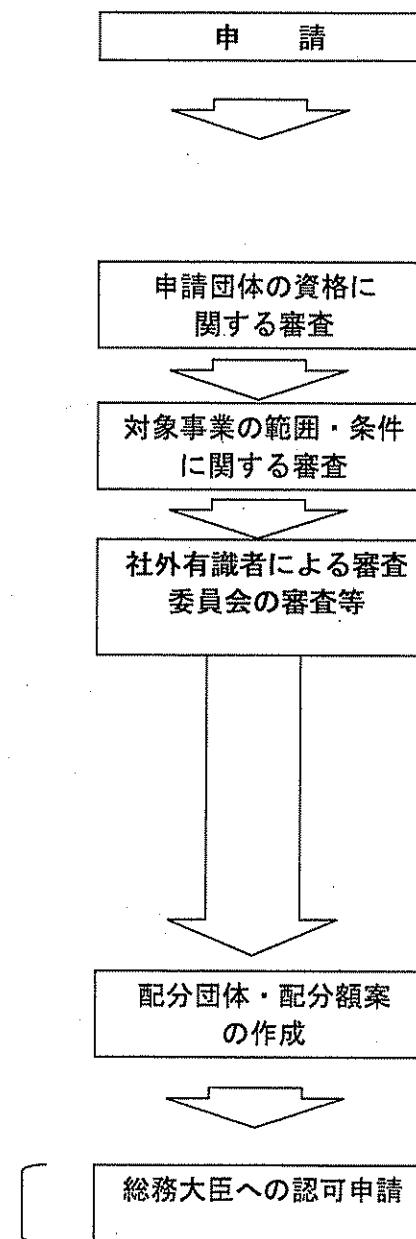
種類	発行枚数	対前年	販売枚数	対前年	販売率
葉書	一般寄附金付(絵入り) 20年	20,000	89.2%		
	19年	22,430			
切手	カーボンオフセット寄附金付 20年	10,000	89.6%		
	50円切手(売価53円) 20年	1,550			
	19年	1,730			
	80円切手(売価83円) 20年	510	204.0%		
	19年	250			

(参考2) お年玉付郵便葉書全体(寄附金付も含む)の発行・販売状況(万枚)

お年玉付郵便葉書(合計)	20年用	402,105	105.8%
	19年用	379,979	

(3) 郵便事業株式会社における寄附金配分団体・配分額案 決定の流れ

平成20年年賀寄附金においては、これまでの年賀寄附金（以下「一般寄附金」という。）に加え、カーボンオフセット寄附金を創設。
ア 一般寄附金



郵便事業株式会社（以下「会社」という。）の「平成20年度年賀寄附金配分申請要領（参考資料5参照。以下「一般申請要領」という。）」に従い、平成19年10月1日～同年11月30日の間に申請

※ 申請分類「活動、施設、機器、車両」のうち、「活動」については、50万円超500万円未満の事業を対象とした「活動・一般」及び50万円以下の事業を対象とした「活動・チャレンジ」の2区分。

なお、「活動・チャレンジ」については、より多数の者に寄付金の活用を促す観点から設けられているものであり、年々段階を追った事業が行えるよう、複数年（最長4年）にわたる事業も可能。

（ただし、4年連続した配分を約束するものではなく、毎年審査を受ける必要あり）

一般申請要領2、「申請のできる団体と連続年配分の制限（営利を目的としない公益の増進に寄与する法人格を持つ団体であること等）」に合致していることを審査

一般申請要領3、「申請のできる事業分野と事業期間（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項各号に掲げられている事業のいずれかに該当すること、平成21年3月末日までに事業が完了すること等）」に合致していることを審査

外部の有識者（審査委員12名）による書面審査（1件を各2名で審査）及び審査委員会で審議

審査委員会の審査に際し、申請（事業）内容の評価のほか、より多くの団体に配分が可能で、少額の配分でより大きな事業が可能なものとし、かつ、財政状況が厳しい団体に配分できるように、以下の定量的条件による優先順位付けの結果を加味

【優先順位付けの条件】

申請された寄附金申請額がより小さい方を優先

申請された寄附金率（事業総額のうち寄附金申請額が占める割合）が低い方を優先

団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先
(次期繰越収支差額がマイナスの場合には、次期繰越収支差額を0円とみなす。)

以上の3つの条件ごとに偏差値を算出し、3つの偏差値の合計（総合ポイント）により順位付け

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

※ なお、配分団体ごとの配分すべき額については、お年玉付郵便葉書等に関する法律の規定の趣旨に則り、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、必要に応じて減額を行った上で、決定

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

イ カーボンオフセット寄附金

地球温暖化への対処、特にその原因とされる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス削減への取組みが国際的な課題とされている中、郵便事業株式会社において、京都議定書が定める日本の温室効果ガス削減目標「マイナス6%」に貢献できる取組みとして、温室効果ガスの削減に使途を限定した寄附金付お年玉付年賀葉書を発行。

本件寄附金については、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得に充てることとされている。

なお、会社においては、カーボンオフセット寄附金にあわせて、それと同等額を寄附することとしている。
(したがって、実際に配分される寄附金総額は、カーボンオフセット寄附金の倍額)

申 請

会社の「平成20年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請要領（参考資料6参照。以下「カーボンオフ申請要領」という。）」に従い、平成19年12月27日～平成20年1月28日の間に申請

申請団体の資格に関する審査

カーボンオフ申請要領「申請のできる団体（日本の非営利法人（公益法人（社団法人、財団法人）、NPO法人、中間法人、独立行政法人）で、地球環境の保全を図る事業（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条）を行う法人」に合致していることを審査

対象事業の範囲・条件に関する審査

カーボンオフ申請要領「国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得にすべて充てられること」に合致していることを審査

社外有識者による審査 委員会の審査等

外部の有識者（審査委員5名：一般寄附金とは別）による書面審査

配分団体・配分額案の作成

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

総務大臣への認可申請

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

2 配分団体が守らなければならない事項

【一般寄附金】

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならぬ。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

【カーボンオフセット寄附金】

1 配分金の使途の制限

配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した実施計画以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 予定数量の排出権が取得できないなど、やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならぬ。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金を受けて取得した排出権を日本国の償却口座へ移転させた際は、当該排出権に係るCDMプロジェクト（※）の概要及び日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%への貢献の状況について、広報活動を行わなければならない。

5 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならぬ。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

※CDM：クリーン開発メカニズム

先進国が途上国で温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を目標達成に利用できる制度

3 配分金の使途についての監査に関する事項

【一般寄附金】

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難い場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

【カーボンオフセット寄附金】

1 監査に応ずる義務

会社が配分金の使途についての監査を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る当該事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、実地監査により行う。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

4 審査結果

- 申請された平成 20 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等については、以下のとおりお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
<p>【政令】 (寄附金の配分団体等の決定の認可)</p> <p>第3条 会社は、法第7条第5項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第1項の申請書の写し及び同条第2項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>【施行規則】 (認可申請書に記載する事項)</p> <p>第2条 令第3条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額 	適	<p>郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第2条第1項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第2条第2項各号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。</p> <p>また、施行規則第2条第3号に定める書類についても添付されているが、法第9条第2項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>

審査基準	審査結果	理 由																				
<p>【法】 (寄附金付郵便葉書等の発行) 第5条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手(お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。)を発行することができる。 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。 <u>一 社会福祉の増進を目的とする事業</u> <u>二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</u> <u>三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病的学術的研究、治療又は予防を行う事業</u> <u>四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</u> <u>五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</u> <u>六 文化財の保護を行う事業</u> <u>七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</u> <u>八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</u> <u>九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</u> <u>十 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るためにを行う事業</u></p>	適	<p><u>1 配分団体が行う事業</u></p> <p>会社から申請された配分団体が行う事業は、法第5条第2項各号の事業に該当し、妥当なものと認められる。</p> <p>なお、寄附目的ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table> <tbody> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td>236 団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>5 団体</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>3 团体</td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>1 团体</td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>1 团体</td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>4 团体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td>34 团体</td> </tr> <tr> <td>第八号</td> <td>4 团体</td> </tr> <tr> <td>第九号</td> <td>1 团体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td>9 团体</td> </tr> </tbody> </table> <p>計 298 団体</p>	法第5条第2項第一号	236 団体	第二号	5 団体	第三号	3 团体	第四号	1 团体	第五号	1 团体	第六号	4 团体	第七号	34 团体	第八号	4 团体	第九号	1 团体	第十号	9 团体
法第5条第2項第一号	236 団体																					
第二号	5 団体																					
第三号	3 团体																					
第四号	1 团体																					
第五号	1 团体																					
第六号	4 团体																					
第七号	34 团体																					
第八号	4 团体																					
第九号	1 团体																					
第十号	9 团体																					

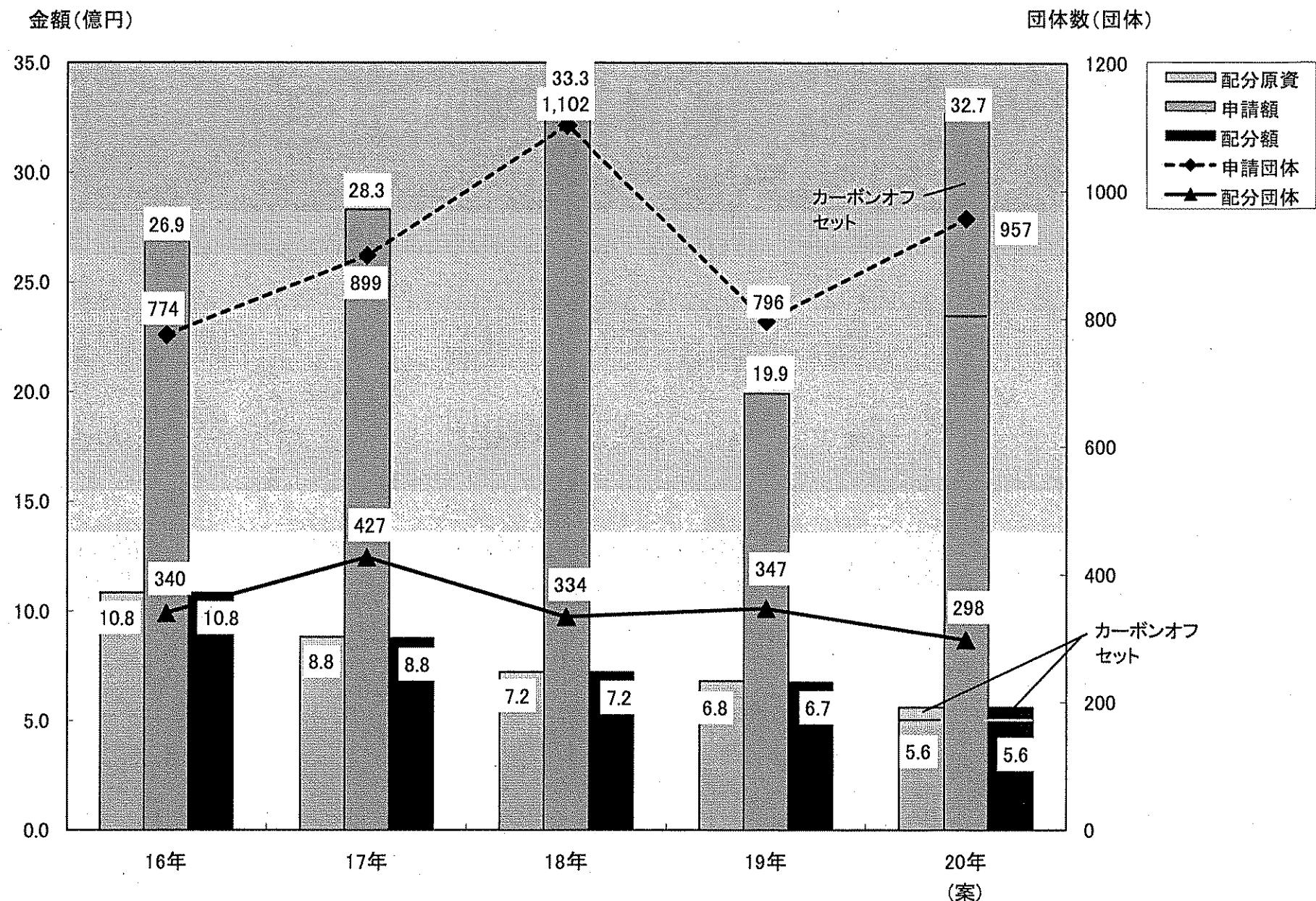
審査基準	審査結果	理 由
<p>【法】 (寄附金の処理等)</p> <p>第7条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、<u>当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</u></p>	適	<p><u>2 取りまとめた寄附金から控除する費用等</u></p> <p>会社においては、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているが、その積算から妥当なものと認められる。</p> <p>また、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているが、当該費用は、法第7条第2項に定める上限額の範囲内となっており、妥当なものと認められる。</p> <p>※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用</p> <p>(1) 一般寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 使途 ・ 寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知用チラシ、新聞広告掲載料等の調製費等</p> <p>② 金額 ・ 832万円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途 ・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</p>

審査基準	審査結果	理由
		<p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 686 万円 ・ 会社の積算では 816 万円を要するが、法第7条第2項で定める上限（寄附金額 4 億 5,741 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：686 万円）の範囲を超える分（130 万円）については会社が負担 <p>(2) カーボンオフセット寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の公募のために要した人件費 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 万円 <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等 <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 51 万円 ・ 法第7条第2項で定める上限（寄附金額：7,520 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：113 万円）の範囲内

審査基準	審査結果	理由
<p>【法】 (寄付の委託) 第6条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によって寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第3項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。</p> <p>(寄附金の処理等) 第7条 3 会社は、<u>前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u></p>	適	<p>3 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>配分団体ごとの配分すべき額については、法第7条第3項の規定にのっとり、寄附金を配分することが適當と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、必要に応じて減額を行った上で決定しており、妥当なものと認められる。</p> <p>なお、配分団体ごとの配分すべき額の決定にあたっては、会社において、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会の審議を経て決定されていることから、審査の過程は公正妥当なものと認められる。</p>
<p>【法】 (寄附金の処理等) 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、<u>配分金の使途についての監査</u>及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に<u>関し必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項</u>を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>	適	<p>4 配分団体が守らなければならない事項</p> <p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p> <p>5 配分金の使途についての監査に関する事項</p> <p>配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に応ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

参 考 资 料

最近5年間の寄附金の配分原資及び申請・配分状況



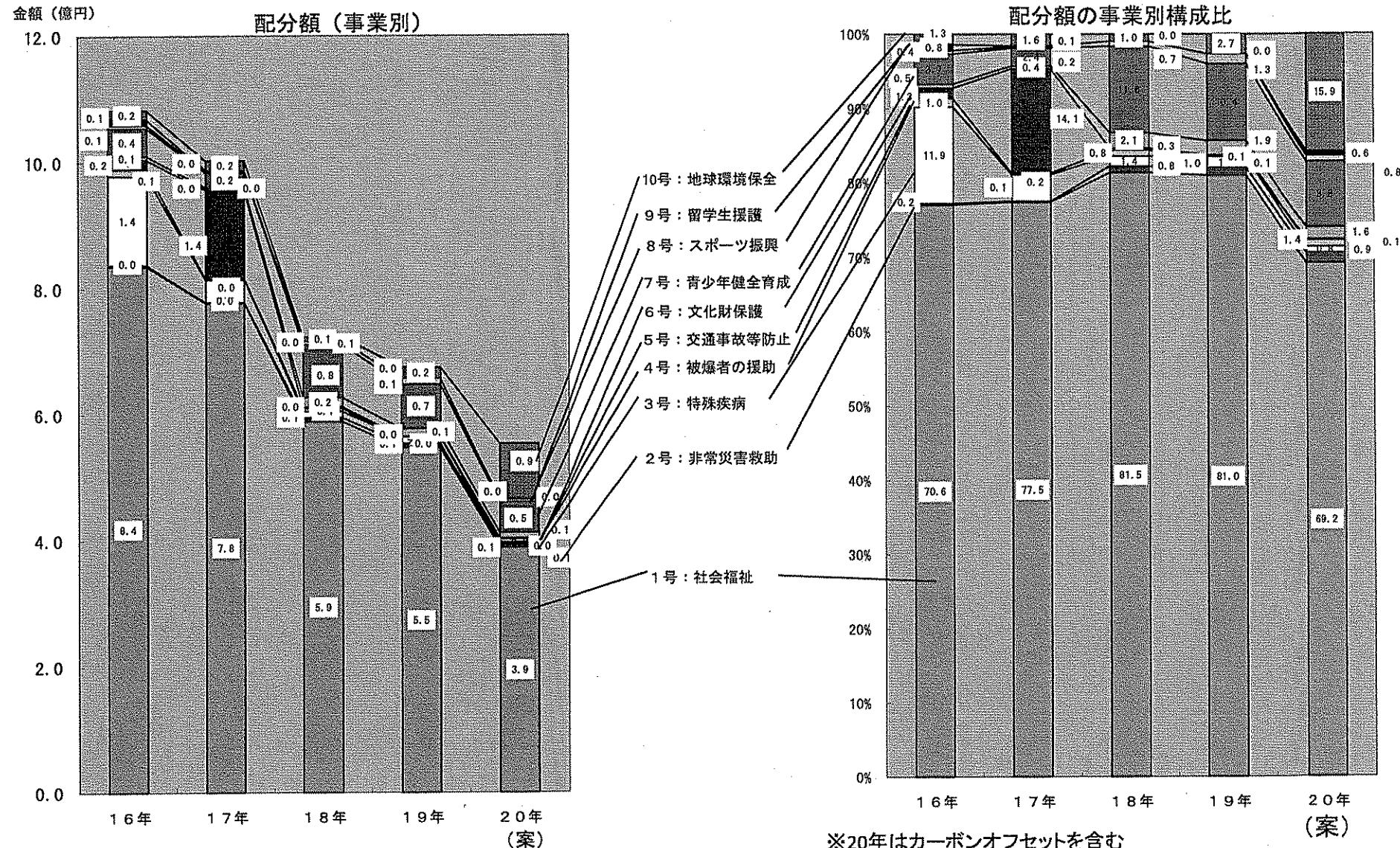
最近5年間の寄附金の配分状況

事業	16年(15年度)		17年(16年度)		18年(17年度)		19年(18年度)案		20年(19年度)案	
	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額
① 社会福祉の増進を目的とする事業	団体 291	万円 77.1 83,469	団体 388	万円 88.6 77,725	団体 292	万円 81.6 58,853	団体 286	万円 81.1 54,670	団体 236	万円 69.2 38,558
② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助 又はこれらの災害の予防を行う事業	1	0.2 180	1	0.1 109	2	0.8 570	3	1.1 731	5	1.4 806
③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学 術的研究、治療又は予防を行う事業	25	13.0 14,082	8	4.1 3,619	3	1.4 990	2	1.5 1,000	3	0.8 442
④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助 を行う事業	2	1.1 1,146	1	0.1 87	1	0.7 500	0	0.0 0	1	0.9 500
⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命 の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水 難の防止を行う事業	2	1.4 1,514	2	1.6 1,400	1	0.2 178	1	0.1 50	1	0.1 50
⑥ 文化財の保護を行う事業	2	0.6 620	2	0.5 415	4	2.0 1,465	4	2.0 1,315	4	1.6 886
⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う 事業	10	4.1 4,429	14	2.8 2,430	26	11.6 8,373	35	10.4 6,980	34	8.8 4,901
⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの 振興のための事業	1	0.5 529	2	0.3 246	2	0.7 499	6	1.3 856	4	0.8 419
⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は 研修生の援護を行う事業	1	0.8 900	1	0.1 80	0	0.0 0	0	0.0 0	1	0.6 350
⑩ 地球環境の保全を図るために行う事業	5	1.3 1,452	8	1.8 1,620	3	1.0 720	10	2.6 1,771	9	15.8 8,816
【内訳】 (一般寄附金) (カーボンオフセット寄附金)									6 3	1,352 7,464
合 計	340	100 108,321	427	100 87,732	334	100 72,149	347	100 67,373	298	100 55,728

注 配分額欄上段は、配分総額に対する構成比(%)であり、構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とならないものがある。

最近5年間の寄附金の事業別配分額・構成比

(参考資料3)



関係法令条文

お年玉付郵便葉書等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十四号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令 (昭和三十三年政令第二百七十九号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第七号)
<p>第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 発行の数 二 販売期間 三 くじ引の期日 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続 <p>(寄附金付郵便葉書等の発行)</p> <p>第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手(お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。)を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社会福祉の増進を目的とする事業 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病的学術的研究、治療又は予防を行う事業 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 六 文化財の保護を行う事業 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</p> <p>九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</p> <p>十 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業</p> <p>3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寄附目的 二 発行の数 三 販売期間 四 付加される寄附金の額 <p>4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。</p> <p>(寄附の委託)</p> <p>第六条 会社(寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。)から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によって、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。</p>	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>(寄附金の処理等)</p> <p>第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</p> <p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p>	<p>(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)</p> <p>第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。</p> <p>(寄附金の配分を受けるための申請の手続)</p> <p>第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請団体の名称及び住所 二 申請団体の行う事業 三 寄附金を使用して行おうとする事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期 四 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎 五 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期 	<p>(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)</p> <p>第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の公募（以下単に「公募」という。）は、寄附金の配分を受けるための申請の受付期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞、インターネットその他の適切な方法により行わなければならない。</p> <p>2 公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寄附金の配分を受けることができる団体の資格 二 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間及び場所 三 申請に必要な書類 四 配分団体の選定の方法

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(寄附金の配分団体等の決定の認可)</p> <p>第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(認可申請書に記載する事項)</p> <p>第二条 令第三条 の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第七条第二項 の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第九条第二項 の規定により寄附金に充てられた金額 <p>(配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請)</p> <p>第三条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。</p> <p>第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。</p> <p>（寄附金の経理等）</p> <p>第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。</p> <p>第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。</p>		<p>(配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可申請)</p> <p>第四条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>(協議等)</p> <p>第十一條 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。</p>	<p>(審議会等で政令で定めるもの)</p> <p>第四条 法第十一條の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。</p>	

(参考資料 5)

平成 20 年度年賀寄附金 配分申請要領 — 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

【はじめに】

社会貢献事業に対する平成 20 年度年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 19 年 10 月 1 日(月)から同年 11 月 30 日(金)

【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年(1949 年)12 月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」(以下「寄附金付年賀葉書」という。)を、そして平成 3 年(1991 年)からは「寄附金付お年玉付郵便切手」(以下「寄附金付年賀切手」という。)を発行しています。今年は始まりから数えて 59 回目を迎え、ご購入いただいた方々の善意の浄財である寄附金はこれまでに合計で約 449 億円も寄せられています。これらお預かりしました寄附金を、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和 24 年 11 月 14 日法律第 224 号)に定められています 10 の分野の事業(下記 3. 申請のできる事業分野と事業期間を参照)を行う団体に配分しています。

年賀寄附金配分助成は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

【郵政民営化以降について】

本年 10 月 1 日、日本郵政公社は民営化し、JP グループとして、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険という、5 つの会社が誕生します。年賀寄附金配分事業はその中の郵便事業株式会社に引き継がれます。

【年賀寄附金の意義について】

現在、年賀寄附金は年間約 7 億円弱の規模にあり、日本有数の社会貢献助成資金です。しかもその寄附者は寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手を購入いただいた方々であり、年賀寄附金は多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという幅広い持つ、日本の誇るべき助成資金です。園においては民間非営利活動を促進するための公益法人制度が新たに発足し、これにより「民間の担う公共活動」へ向けて民間の寄附文化が更なる広がりを見せようとしています。年賀寄附金配分事業はまさに民間寄附金により支えられてきた事業であり、今後、より一層の社会的重要性が増すものと考えます。

【年賀寄附金配分の改善について】

従来、年賀寄附金配分による助成は「施設改修」、「機器購入」及び「車両購入」という「物品」を主体とする分野に配分されてきました。平成 18 年度より、物品に加えて、公益活动を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の「活動」分野へも助成の範囲を広げ、それが新しい社会の要請へ応えることとなり、多くの先駆的活動の申請をいただきました。これに伴い、広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、日本郵政公社外の有識者による「年賀寄附金アドバイザリー・グループ」が構成されました。そして年賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会が同じく社外有識者により構成され、さらに助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が同じく社外有識者により構成されています。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

平成 19 年度には、「活動」を「一般プログラム」と「チャレンジプログラム」に分けました。一般プログラムは配分額 50 万を超えるもので、従来の「活動」の内容を引き継いでいます。「チャレンジプログラム」は新しい考え方によるもので 50 万円までの事業を助成します。できるだけ多くの方々に新規事業企画の初期の段階から申請いただけることを目指しています。そして毎年の配分申請審査はありますが、4 年間の継続受給を可能としています。新規事業の企画から調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することによって、助成の裾野を広げていくことを企図しています。年賀寄附金制度は、できるだけ多くの方々に助成受給の機会をもっていただくために、「連続年受給を行わない」こととしていますが、この「チャレンジプログラム」のみ 4 年間の継続受給を可能としたものです。もちろん、4 年間継続せず、単年度で完了したり、可能性が見えてくれれば次年度は「一般プログラム」として申請することも可能です(ただし、一般プログラムを実施した場合には、継続受給可能期間中であっても、次年度は配分を受けることはできません)。

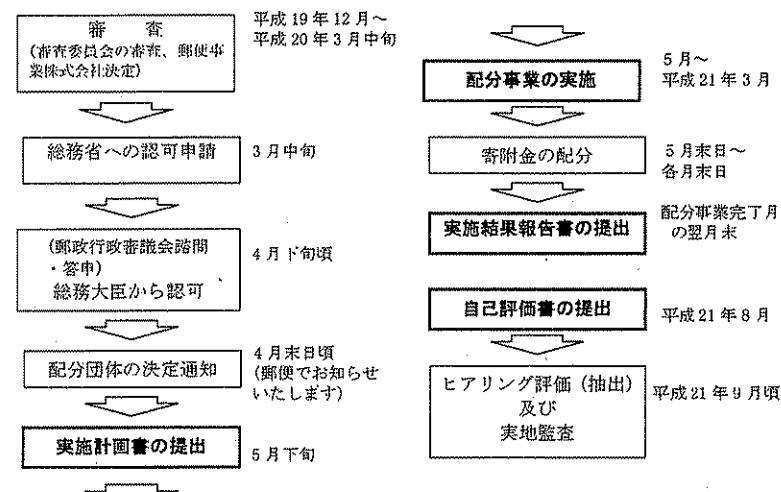
なお、年賀寄附金配分助成による事業成果については事業評価を実施します。実施された事業が社会にとってより実り多いものに発展していく、普及されていくことを願って行うものです。

1. 配分事業の流れ

- 配分申請事業の検討・
配分申請書の作成・
大臣又は都道府県知事
の意見書の入手
- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入手してください。
(2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。

申請に必要な書類を揃えて(申請書(A4)を折らずに入る封筒をご使用ください。)、郵便(配達記録郵便)にてお送りください。受付期間は平成19年10月1日(月)から、平成19年11月30日(金)(当日消印有効)です。消印が12月1日(土)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨の表示をして返送いたします。平成19年12月14日(金)までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。



2. 申請のできる団体と連続年配分の制限

寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手の購入者からお預かりした年賀寄附金は申請により配分いたします。

申請可能な団体は営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ団体です。
具体的には

- (1) 社会福祉法人
(2) 更生保護法人
(3) 民法第34条の規定に基づく法人(社団法人、財団法人)
(4) 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)

であり、下記3に示す10の分野の事業を行う法人が対象となります。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後満1年以上を経過しており、丸1年間の年度決算書を確定している必要があります。

これらの条件に合致しない団体、例えば任意団体や医療法人・宗教法人・学校法人等は申請できません。

なお、年賀寄附金配分助成は2年連続して同一団体が受けすることはできません。(平成19年度の配分決定を受けた団体は平成20年度の配分対象となりませんので、今回申請を出すことはできません。昨年申請を出したものの、配分を受けることができなかった団体は申請を出すことができます。)ただし、上述のとおり「活動」の「チャレンジプログラム」については、事業内容・実施状況が良ければ4年間連続した配分を受けることができます(毎年申請して審査を受けていただく必要があります。)。

3. 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」により10の分野に定められています。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業につき配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以後に実施し、平成21年3月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。

ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業ですから対象となります。

(1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病的学術的研究、治療又は予防を行う事業
- ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

- ⑥ 文化財の保護を行う事業
 - ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
 - ⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
 - ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
 - ⑩ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
- (2) その他の条件
- ① 寄附金配分申請額は 500 万円以下であること。ただし、「活動」のチャレンジプログラムは 50 万円以下であり、「活動」の一般プログラムは 50 万円を超える 500 万円以下であること。
 - ② 年賀寄附金及びそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、年賀寄附金配分申請事業に対して別の補助金・助成金が決定された場合には年賀寄附金の配分は行いません。
 - ③ 申請は 1 法人 1 申請とします。
 - ④ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者又は利用者へのサービスの提供に直接供されるなど、寄附金配分対象となっている 10 の事業(前記(1)①~⑩)の実施に直接つながるものであること。
 - ⑤ 車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とします(付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は申請団体の負担となります。)。
 - ⑥ 車両・機器は、配備後自ら所有するものとし、リース・レンタル配備を行うものではないこと。また中古品は対象としません。
 - ⑦ 施設改修は、模様替工事及び修理・保全工事のみを対象とし、新築・増築(建築面積・床面積を増やすもの)は対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には 5 年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が 5 年以上であり、平成 20 年 4 月 1 日以降の残存契約期間が 3 年以上あるものとします。)がなされていることが条件となります。
 - ⑧ 申請に係る事業の実施の緊急性が高いものであること。
 - ⑨ 申請法人が自ら実施する事業であること。
 - ⑩ 車両の申請は 1 件 1 台とし、通常使用されるものであること。
- (3) 「活動」事業に期待すること。
- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること
事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
 - ② 先駆性の高い事業であること
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
 - ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること
事業は具体的に計画され、1 年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の

成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

④ 緊急性の高い事業であること

ここ 1 年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

これら 4 条件は特に「活動」事業において優先配慮されますが、「活動」以外の他の事業においても配慮されます。

(4) 定量的条件の配慮

以上の配慮に加えて以下の定量的条件が優先順位決定に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先(助成を必要とするできるだけ多くの団体に配分するため)
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先(事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体)
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越支差額のより小さい方を優先(財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体)

【4】配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書用紙は年賀寄附金ホームページ(<http://www.post-japanpost.jp/kifu/>)からダウンロードできます。また、郵送で同用紙を希望される方は下記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成 20 年度年賀寄附金配分申請書類」希望と明記の上、お申し込みください。

(1) 申請書類

- ① 年賀寄附金配分申請書(申請書には、「活動一般」、「活動チャレンジ」、「施設」、「機器」、「車両」の 5 種類がありますので、どれか 1 つを選択してください。)
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 平成 18 年度申請団体収支決算書
- ⑤ 平成 19 年度申請団体収支予算書

(2) 説明資料

- ① 必要な見積書
- ② 施設の場合は図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等
(個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付)
- ③ 団体を紹介したパンフレット等(作成している場合)
- ④ その他必要と考える説明資料

(3) 返信用はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した「返信用はがき」を必ず同封してください。

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書(A4)を折らずに入る封筒を使用し、配達記録郵便)にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。
特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間もってご準備ください。

(申請書用紙の申し込み・申請書類の提出先)

〒 100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話 : 03-3504-4401 FAX : 03-3580-5399

(土日祝日を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00 にお願いいたします。)

受付期間は平成19年10月1日(月)から、平成19年11月30日(金)(当日消印有効)です。
消印が12月1日(土)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを持出ください。
- ③ 記載紙面の追加、記入欄を超えて記入は認められません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを挙んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判断できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。
- ⑤ 申請書用紙は年賀寄附金ホームページからダウンロード、または上記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスでお申し込みください。

5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成20年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき書面にてお知らせいたします。

6. 配分通知の交付式と事業の実施

- (1) 寄附金配分対象団体へは郵便事業株式会社から連絡の上、都道府県庁所在地にある郵便事業株式会社支店等において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、ご出席をお願いいたします。
- (2) 配分申請に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる可能性があります。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- (3) 配分決定の時期は申請から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点での事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とっていただき、現状に即した事業実施計画書に修正を行い、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小幅な修正としていただきます。
- (4) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(自己負担金額の減額はできません)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりませんので、自己負担していただくことになりますので、あらかじめご了承願います。
- (5) 寄附金は事業の終了月の月末に配分いたします。ただし、活動の「一般プログラム」については、申請団体の要望に基づき当社が認める場合には、配分金額の50%を限度として事業開始月に配分し、事業終了時に残額を配分いたします。

7. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。(詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。)

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合、「郵便事業株式会社の年賀寄附金配分を受けました」旨の記述は歓迎いたしますので、年賀寄附金事務局(下記「10. お問い合わせ先」の連絡先)までご連絡ください。

8. 事業終了時

事業の終了時には「実施結果報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されているかを確認するため、法律により監査が義務付けられています。監査職員が派遣され実地に監査を行います。

また、平成18年度以降の事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（抽出）などがあります。ご協力をお願いします。

10. お問い合わせ

(1) お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

(2) 電話によるお問い合わせ

以下の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3580-5399

（土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお願いいたします。）

11. その他ご注意

(1) 配分申請書は所定の申請書様式を使用していただきます。記載紙面の追加等は認めていません。

(2) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。

(3) 申請されました書類等はお返しません。必ずコピー等を保管ください。

(4) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承願います。

(5) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。

以上



平成20年度カーボンオフセット年賀寄附金

配分申請要領

平成19年12月

JP 日本郵政グループ

JP 日本郵便

平成20年度 カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

～ 目次 ～

- P.2 はじめに
- P.4 配分事業の流れ
- P.5 CDM排出権取得・償却事業助成
 - P.5 I CDM排出権取得・償却事業助成プログラム
 - P.6 II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム
- P.7 申請のできる団体、審査委員会、事業の実施
- P.8 配分申請に必要な書類
- P.9 配分決定と通知の時期
- P.10 配分通知の交付式、年賀寄附金配分事業の表示、終了時、監査及び評価
- P.11 お問い合わせ、その他ご注意



www.carbonoffset-nenga.jp

平成20年度 カーボンオフセット年賀寄附金 計画案 申請書要領

2

地球温暖化抑制のため、温室効果ガス削減に寄与する事業に対する平成20年度カーボンオフセット年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成19年12月27日(木)から平成20年1月28日(月)

■はじめに

【カーボンオフセット年賀葉書について】

現在、地球温暖化は世界規模で対応が迫られている問題であり、その原因とされる二酸化炭素(Carbon dioxide、以下CO₂)をはじめとした温室効果ガスの削減は国際的な最重要課題です。1997年に採択された京都議定書では、日本(以下)については、「2008年から2012年までの温室効果ガスの年間平均排出量を、基準年の1990年からマイナス6%すること」と定められました。しかしながら現状は2006年度報値で基準年と比べて約6.4%の増加と、状況はさらに悪化し、特にオフィスや家庭での温室効果ガスの排出量は約4.0%ほど依然として高い数値を示しており、個人レベルへの啓発、対策が急務だと言われています。

私ども日本郵政グループは、これまでにも地域レベルの様々な環境保全活動に取り組んでまいりましたが、「年賀葉書を贈る(送る)」という国民的行事に、国際的に急速に広がっている「カーボンオフセット」(※注1)といふ仕組みを取り入れ、全国津々浦々の方々が個人レベルで京都議定書に定められた日本の温室効果ガス排出削減目標であるマイナス6%に貢献できるカーボンオフセット年賀葉書を考案しました。送る側は1枚につき5円の寄附でマイナス6%に貢献でき(※注2)、受け取る側も京都議定書で定められた第一経済期間の開始となる年の年頭に、温室効果ガス削減を啓発するメッセージを受け取るという、双方にとって有益なコミュニケーションツールとしての役割を備えた新しい年賀葉書を発行いたしました。

(※注1)カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動において選けることができるCO₂排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出されるCO₂についてその排出量を原積もり、相手に見合ったCO₂を想め合わせるという考え方です。

(※注2)「カーボンオフセット年賀葉書は、年賀葉書の譲渡や配達によって排出される温室効果ガスをオフセットするものではありません。日本全体の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%に貢献するものです。



www.carbonoffset-nengajp.jp

JP 日本郵便

平成20年度 カーボンオフセット年賀寄附金 計画案 申請書要領

3

【カーボンオフセット年賀寄附金について】

寄附金付年賀葉書は、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)に初めて発行され、今年で始まりから数えて59回目を迎えます。お預かりした寄附金は全て「お年玉付郵便葉書等」等に關する法律(昭和24年11月14日法律第224号)に定められています10の分野の事業を行ないます。お預金は幅広く配分しています。

今回、この一環として「カーボンオフセット年賀葉書」を発行しました。寄附の目的を地球環境の保全を図るために温室効果ガス削減への貢献に限定し、お預かりした寄附金及び同等額の郵便事業株式会社からの寄附金は直連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(以下CDM)から得られる排出権の取得に全て充てられ、結果として家庭等でのCO₂排出量をオフセットすることにより、京都議定書で定められた日本の排出量削減目標であるマイナス6%達成のために貢献します。

【カーボンオフセット年賀寄附金の意義について】

カーボンオフセット年賀寄附金は、「年賀葉書を贈る(送る)」という国民的行事に基づき、多くの人々が地球環境の保全を図るために温室効果ガスを削減するという意図をもつて寄附活動に参加するという世界でも類を見ない組織です。人類にとっての最重要課題である地球温暖化を抑制し、将来の世代に暮らしやすい地球を引き継ぐために、社会システムやライフスタイルの転換といった風の長い活動が強く求められる中、この取組の重要性や社会的意義は今後より一層高まるものと考えています。

【郵政民営化後における年賀寄附金配分事業の実施主体について】

本年10月1日、日本郵政公社は民営化し、日本郵政グループとして、日本郵政株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社の寄附金で取得するCDM排出権銀行、及び株式会社かんぽ生命保険という、5つの会社に生まれ変わりました。カーボンオフセット年賀寄附金配分事業は、一級の年賀寄附金配分事業と同様、郵便事業株式会社が引き継ぎ実施しています。

【郵便事業株式会社の寄附金について】

郵便事業株式会社は、カーボンオフセット年賀寄附金にあわせて、独自に、それと同等額を寄附いたします。配分する寄附金額の使途内容は、①カーボンオフセット年賀寄附金と同様にCDM排出権の取得、②カーボンオフセット年賀寄附金と郵便事業株式会社の寄附金で取得するCDM排出権の取得費用・排出権を他の会社へ移転させるための費用等必要経費とし、更に排出権の取得・貯却事業を行う団体が希望する場合は①、②とは別途で、「地球温暖化防止活動事業」に対する助成を行います。



www.carbonoffset-nengajp.jp

JP 日本郵便

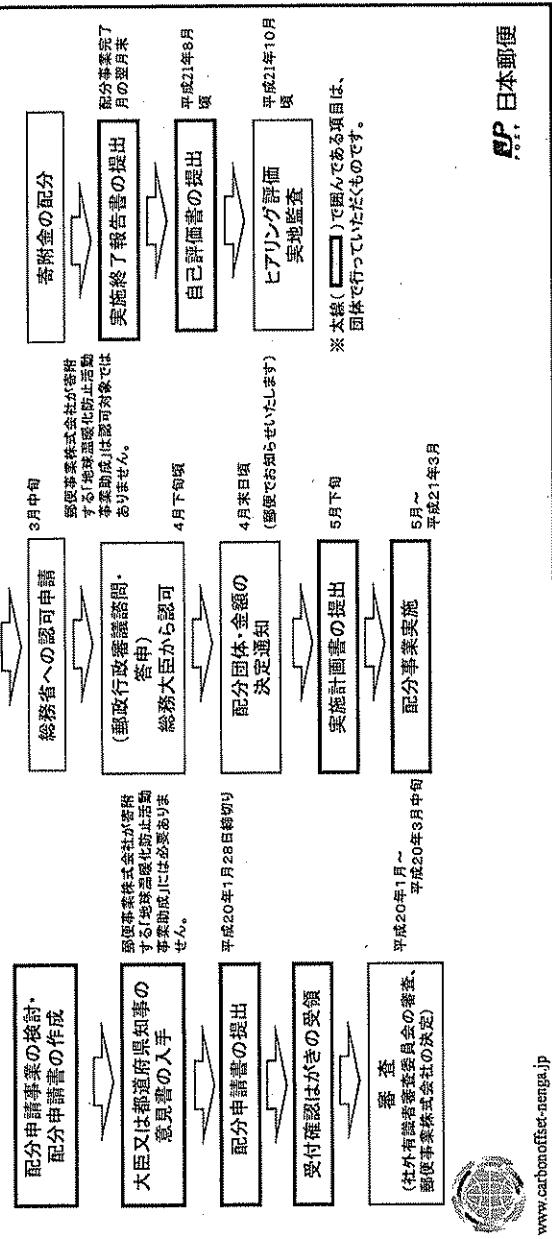
平成20年度 カーボンオフセット年次報告書要領

4

【配分事業の流れ】

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入手してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討してください。この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重視される事項等を踏まえて、配分申請書を揃えてください。申請に必要な書類を揃えて(申請書を折らずに入れる封筒をご使用ください。)郵便・配達記録郵便にてお送りください。受付期間は平成19年12月28日(木)から平成20年1月28日(月)(当日留印有効)です。消印が1月28日(月)以降の返答については、理由の如何を問わずに受付を承認いたしません。

平成20年2月4日(月)までに受付確認はがき」が届かない場合には、事務局へお問い合わせください。



【CDM排出権取得・償却事業助成】

I CDM排出権取得・償却事業助成プログラム

平成20年度 カーボンオフセット年次報告書要領

5

【CDM排出権取得・償却事業助成】

I CDM排出権取得・償却事業助成プログラム

1. 契附金の規模

平成20年度用カーボンオフセット年賃は、1枚につき5円の契附金が付加されており、1億枚発行されています。契附金の規模は販売枚数によるところになりますが、今回は郵便事業株式会社がお寄せまから寄せられた契附金額と同等額を寄附をいたしますので、寄附金総額はお寄せからの寄附金の2倍になります(この寄附金総額が確定するのは平成20年3月頃です.)。この寄附金額の全てが排出権の取得・償却(①CDM排出権価額、②CDM排出権の取得費用・排出権を国の償却口座へ移転させるための費用)のために活用されます。

2. 助成内容

申請団体にはCDMプロジェクトにより発行された排出権を取得し、平成20年度中に国の償却口座に移転していただきます。取得・償却する排出権は、二酸化炭素やメタンガス削減に由来する自然エネルギー活用によるもの、かつ持続開拓出力の改善や環境の改善に寄与する社会的意義の高い事業から創出されたもので、国連によりCDMプロジェクトとして認定されたものとします。

事業実施の際には、取得した排出権が償却口座へ移転させたことを証明する取引記録を事務局へ提出していただき、事業完了月の翌月末までに実施終了報告書を提出していただきます。

3. 助成金額

1枚あたりの上記金額は設定いたしません。
審査のポイントは次のとおりです。
①排出権の由来するプロジェクトの良質さ、②排出権額及び諸費用の適切さ、③事業実施の確かさ、④事業実施法人の事業目的の本事業との整合性 等

4. 審査のポイント

①排出権の由来するプロジェクトの良質さ、②排出権額及び諸費用の適切さ、③事業実施の確かさ、④事業実施法人の事業目的の本事業との整合性 等



www.carbonoffset-nenga.jp

平成20年度 カーボンオフセット金事業申請要領

II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

本助成は、前ページ「カーボンオフセット年賃」で償却事業助成を申請される団体の中で、希望により、地球温暖化防止活動事業助成を行うものです。この助成は「カーボンオフセット年賃」で寄せられた寄附金額と同等額の寄附金とは別に郵便事業株式会社が寄附金として用意するもので、森林育成やCO₂削減に結びつく活動・啓発など、地球温暖化の防止に繋がる活動について助成いたします。

* 本プログラムは、前ページ「CDM排出権取扱事業助成」が決定し、しかも審査委員会において部分が選択される必要があります。結果において不採択になる場合がありますので、あらかじめご了承願います。

1. 助成金額

1件あたりの上限は500万円程度を予定していますが、活動内容によつては、この額を超えての助成もあります。

2. 活動実施地域

活動実施地域は日本国内とします。

3. 活動事業に期待すること(優先配慮)

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること。
- ② 先駆性の高い事業であること。
- ③ 従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
- ④ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること。
- ⑤ 事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調査が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。
- ⑥ 緊急性の高い事業であること。
- ⑦ ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

4. 助成金の経費項目

別紙「活動助成対象経費項目一覧」のとおりです。



www.carbonoffset-nengo.jp

JP 日本郵便

平成20年度 カーボンオフセット金事業申請要領

【申請のできる団体】

カーボンオフセット年賃の購入者から郵便事業株式会社がお預かりした年賃寄附金及び郵便事業株式会社の寄附金額及び配分額は団体からの申請(公募)により、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可(郵便事業株式会社の寄附金を除く。)を受けて配分団体及び配分額を決定いたします。申請から数か月経過しておらず、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点での事業計画の見直しを行つていただきます。現状に即した事業実施計画事に修正して、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、申請書の趣旨を変えない範囲での変更、金額の小幅な変更等は可能です。

(3) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(次年度の寄附金に繰り越します。)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりますので、あらかじめご了承願います。

【審査委員会】

審査委員会は社外有識者により構成され、審査方針を策定し、団体からの申請(公募)を審査します。審査過程で申請者に問い合わせを行うことがあります。

【事業の実施】

- (1) 申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる場合があります。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賃寄附金配分を辞退することができます。
- (2) 配分決定の時期は申請から数か月経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点での事業計画の見直しを行つていただきます。現状に即した事業実施計画事に修正して、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。
- (3) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(次年度の寄附金に繰り越します。)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりますので、あらかじめご了承願います。



www.carbonoffset-nengo.jp

JP 日本郵便

平成20年度 カーボンオフセット年賃寄附金 配分申請書類

3

【配分申請に必要な書類】

配分申請に必要な書類は次のとおりです。年賃寄附金ホームページ(<http://www.postjapanpost.jp/kifuj>)及びカーボンオフセット年賃特設ホームページ(<http://www.carbonoffset-nenga.jp>)からpdf形式でダウンロードできます(ワード書式を希望される方は下記の年賃寄附金事務局までFAXスイズにより、法人名、担当者名、電話番号、E-mailアドレス及びワード書式希望と明記の上、お申込みください)。インターネットにアクセスできない方は、下記年賃寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成20年度カーボンオフセット年賃寄附金配分申請書類」希望と明記の上、お申込みください。

■ 必要書類

- (1) 申請書類
① 「CDM排出権取得・償却事業助成申請書」、地球温暖化防止活動事業助成も申請される場合には、「地球温暖化防止活動事業助成申請書」も併せてご提出ください。
② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事の「CDM排出権取得・償却事業助成」についての意見書
③ 「地球温暖化防止活動事業助成」に係る部分についての意見書は必要ありません。)
④ 申請する団体の定款又は章則行為
⑤ 直近年度の申請団体収支決算書、収支予算書
⑥ 取得(予定)排出権のCDMプロジェクトの詳細な内容書
⑦ 申請団体に関する説明資料やパンフレット過去の実績資料や記事等を添付できます。)
⑧ その他審査委員からその都度求められる書類

(2) 返信用はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した「返信用はがき」を必ず同封して

ください。

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書を折らずに入る封筒を使用し、配達記録郵便)にてお送りください。
なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よく述べるかどうか、提出ください。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

平成20年度 カーボンオフセット年賃寄附金 配分申請書類

3

(申請書類の申し込み・申請書類の提出先)

〒 100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 年賃寄附金事務局

電話:03-3504-1401 FAX:03-3592-7620

(土・日・祝日・年末年始(12月29~1月3)を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00にお願いいたします。)

受付期間は平成19年12月27日(木)から平成20年1月28日(月) (当日消印有効)です。

消印が1月28日(月)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(3) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキ留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合
はコピーナシキのを提出して下さい。
③ 記載欄を超えたたり、記入文字数制限を越えての記入は認められません。
④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみにて行うので、配分申請書、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを握んだ
記載を心がけてください。また、第三者者が容易に判読できるよう、分りやすい記載をお願いいたします。
⑤ 申請書用紙は年賃寄附金ホームページ、もしくはカーボンオフセット年賃特設ホームページからダウンロードできます。

【配分の決定と通知の時期】

- (1) 配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査のうえ、総務大臣の認可(地球温暖化防止活動事業助成は認可の
対象ではありません。)を受けて決定・発表いたします。
(2) 配分申請額に対し、審査委員会において審定が行われる場合があります。
(3) 配分団体・配分額の決定は平成20年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき、書面にてお知らせいたします。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

平成20年春 カーボンオフセット年賃金 計画年賃金申請要領

10

【配分通知の交付式】

弊社(本社)において年賃金附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、寄附金配分対象団体にはご出席をお願いいたします。
(平成20年5月頃開催予定)

【年賃金附金配分事業の表示】

- (1) CDM排出権取得・償却事業
① 寄附金配分を受けて取得した排出権を日本国の償却口座に移転させる際は、カーボンオフセット年賃金附金により取得した旨の通知を国に必ず行っていただきます。
② 何らかの方法(ホームページなど)をもって、それが日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%に貢献したことを第三者者が認知する広報活動を行つていただきます。
③ 寄附金配分について機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社のカーボンオフセット年賃金附金配分を受けた旨の記述をしていただきます。
- (2) 地球温暖化防止活動事業
① 上記同様、同活動事業について、何らかの方法(ホームページなど)をもつて、第三者者が認知しうる広報活動を行つていただきます。
② 同活動事業について、機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社の地球温暖化防止活動事業助成を受けた旨の記述をしていただきます。

上記広報活動については、年賃金附金事務局(下記「お問い合わせ先」)連絡先まで情報提供をお願いします。

【事業終了時】

排出権取得・償却及び地球温暖化防止活動事業終了の際に「実施終了報告書」、またその後「自己評価書」を提出していただきます。



www.carbonoffset-nengajp.jp

JP 日本郵便

平成20年春 カーボンオフセット年賃金 計画年賃金申請要領

【監査及び評価】

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されているかを確認するため、法律により監査が義務付けられています。監査社員が派遣され実地に監査を行います。また、事業の完了後に、事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング評価などがありますので、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

ご不明な点、ご相談等については以下までご連絡ください。締め切り間際ににおいて電話がつながりにくい場合があります。その際はご了承願います。

郵便事業株式会社 年賃金附金事務局
電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620
(土・日・祝日・年末年始(12.29～1.3)を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00)にお願いいたします。)

【その他ご注意】

- (1) 配分申請書は所定の申請書様式を使用していただきます。記載紙面の追加等は認めていません。
(2) 番号の過程において、年賃金附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申譲書にある実施責任者に連絡をさせていただく場合があります。
(3) 申請された書類等はお返しません。必ずコピー等を保管してください。
(4) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、予めご了承願います。
(5) 採否の理由等、運営に關わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。



www.carbonoffset-nengajp.jp

「カーボンオフセット年賀」寄附金の流れ

